書が表のあられた



四日市市

目 次

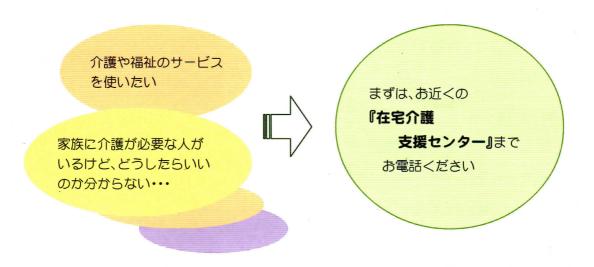
4	▶在宅介護支援センターと地域包括支援センター	1
	在宅生活を支える相談・支援のしくみ	3
4	▶介護保険制度の紹介	5
4	▶介護サービスを利用するまでの手続き ······	6
4	居宅サービス	
	ケアプラン作成の流れ	10
	訪問介護 (ホームヘルプ)	11
	訪問入浴介護	12
	訪問看護	13
	訪問リハビリテーション	14
	居宅療養管理指導	15
	通所介護 (デイサービス)	16
	通所リハビリテーション(デイケア)	17
	短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)	18
	特定施設入居者生活介護	19
	福祉用具貸与	20
	住宅改修費の支給	21
	福祉用具購入費の支給	21
4	▶地域密着型サービス	
	認知症対応型通所介護	22
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	22
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	22
•	▶施設サービス	
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	23
	介護老人保健施設(老人保健施設)	23
	介護療養型医療施設(療養病床等)	23
	施設サービスを利用した場合の負担額	24

◆低所得の人などへの利用者負担の配慮

	高額介護サービス費の払い戻し	25
	介護保険高額介護サービス費貸付事業	25
	居住費 (滞在費)・食費の軽減	26
	高齢夫婦世帯等の居住費・食費の特例減額措置	26
	社会福祉法人等による利用者負担軽減	26
	サービス利用料等を支払った場合に、生活保護の適用となる人の負担軽減	
	特別居宅介護サービス費等の支給	27
	災害時などの場合の利用者負担額の減免	27
	高額医療・高額介護合算制度	27
(▶介護保険料	28
4	▶高齢者福祉サービス	
	養護老人ホームでのショートステイ	32
	訪問給食事業	32
	緊急通報装置の貸与事業	32
	徘徊高齢者家族支援サービス	. 32
	日常生活用具の給付	. 33
	おむつ支援事業	. 33
	家族介護慰労事業	. 33
	介護相談員派遣事業	• 33
4	▶健康づくりや病気の予防を目的とした保健サービス	
	健康手帳の交付	• 34
	健康教室の開催	• 34
	健康相談	• 35
	がん検診など	• 36
	介護予防事業	• 36
4	▶地域包括支援センターでの介護予防教室・相談メニュー	• 37
	◆高齢者に配慮した住まい	
	軽費老人ホーム(A型)	. 38

	軽費老人ホーム (B型)	38
	ケアハウス	38
	有料老人ホーム	39
	サービス付き高齢者向け住宅	39
	市営住宅	39
4	▶認知症、高齢者虐待の防止	40
	認知症サポーター養成講座 ·······	41
	成年後見制度	41
	地域福祉権利擁護事業	42
	養護老人ホームへの入所	42
4	●高齢者の社会参加	
	老人福祉センター	43
	老人クラブ	
	老人福祉大会	
	ふれあいいきいきサロン	
	老人憩いの広場の整備 ····································	
	市民大学 (熟年クラス)	
	シルバー人材センター	
	敬老訪問	
	敬老祝金	
	地区敬老行事	
		44
•	▶給付・貸与等	
	老齢福祉年金	
	在日外国人福祉給付金	45
	生活福祉資金貸付	45
	福祉総合相談	45
	身体障害者手帳の交付	45
	税控除にかかる障害者控除対象者認定書、おむつ使用証明書の発行	45
	郵便等による選挙の不在者投票	• 45

◆在宅介護支援センターと地域包括支援センター



在宅介護支援センターとは?

介護に関する相談や、福祉サービスを利用するための連絡や調整など、在宅介護に関するあらゆる相談にのってくれる最も身近な相談窓口が在宅介護支援センターです。

市役所に代わって相談業務を行う公的な相談窓口ですので、お気軽に安心してご相談ください。

在宅介護支援センターの担当地区



在宅介護支援センターの連絡先

	名 称	電話番号	FAX番号	住所	担当地区
	富洲原	366-2600	364-0306	富州原町2番80号	宗洲
	天力須賀	361-5361	361-5362	天力須賀四丁目7番25号	富洲原
	ヴィラ四日市	363-2882	361-4440	垂坂町8番地の2	大矢知
	羽津	334-3387	334-3377	羽津山町10番8号	羽津
北	海蔵	333-9837	333-9830	阿倉川町14番16号	海蔵
	ハピネスやさと	366-3301	366-3302	千代田町325番 1	八郷
	諧朋苑下野	338-3005	338-3008	西大鐘町1580番地	下野
	聖十字保々	339-7788	339-7211	中野町2492番地	保々
	富田	365-5200	365-0412	富田浜町26番14号	富田
	みなと	357-2110	359-6612	高砂町7番6号	中央、港、同和
	ユートピア	355-2573	355-3576	久保田二丁目12番8号	共同、浜田、久保 田一・二丁目
	川島	322-3613	322-3614	川島町4040番地	川島
ф	かんざき	327-2223	327-2228	寺方町986番地 4	神前
	くぬぎの木	327-2267	327-1160	赤水町1274番地14	県
	英水苑	326-6618	326-7557	智積町34番地の1	桜
	陽光苑	333-4622	334-7841	西坂部町1127番地	三重
	橋北楽々館	334-8588	334-8589	京町15番26号	橋北
	しおはま	349-6381	349-6382	大字塩浜栄町471番地2	塩浜
	く す	398-2001	397-6861	楠町北五味塚1450番地1	楠
	常磐	355-7522	355-7590	城東町3番22号	常磐(久保田一・ 二丁目除ぐ)
南	日永英水苑	347-9977	347-6661	大字日永5530番地の23	日永
书	四郷	322-1761	322-1769	西日野町4015番地	四郷
	うねめの里	348-3988	348-7761	釆女町418番地1	内部
	南部陽光苑	347-7336	347-7338	河原田町2146番地	河原田
	小山田	328-1814	328-2682	山田町5570番地 1	小山田。
	水沢	329-3553	329-3554	水沢町1990番地1	水沢

[◆]ご自分の地区がわからない場合などは、市役所介護・高齢福祉課(電話354-8170) までお問い合せください。

地域包括支援センターの連絡先

名 称	電話番号	FAX番号	住所	担当地区
四日市市北地域包括支援センター	365-6215	365-6216	富田浜町26番14号	市内北部
四 日 市 市 中 地域包括支援センター	354-8346	354-8326	諏訪町2番2号 総合会館2階	市内中部
四 日 市 市 南 地域包括支援センター	328-2618	328-2980	山田町5570番地 4	市内南部

[◆]地域包括支援センターは、在宅介護支援センターで対応が困難な場合などに、それを支援する 専門機関です。

在宅生活を支える相談・支援のしくみ

住み慣

高齢者

介護現場

- ●居宅サービス
- ●施設サービス (特別養護老人ホーム、 老人保健施設など)
- ●グループホーム
- その他の介護保険サービス

ケアマネジャ-

高齢者の支援

- 要介護者のケアプラン作成
- ●要支援者のケアプラン作成

連携

在宅介護

高齢者の支援

- 介護・福祉サービスの 申請代行
- 併設のデイサービス、 ショートステイが 利用できるよう調整

医療現場

かかりつけ医

- 早期診断·治療
- 専門医療への つなぎ
- 在宅療養の医療的見守り

連携

病院(専門医療·救急医療)

- ●退院時カンファレンス
- ●専門治療(急性期治療)
- 治療方針決定

連携

高齢者の支援

要支援者の

ケアプランの委託

要支援者の ケアプラン

作成



主任ケアマネジ

ケアマネジャー支援

- 困難事例への 相談、同行訪問
- 各関係機関との 調整

専門3職種

地域包括支援センター

ιた 地 域

・家族

相談など

高齢者の支援

●訪問給食

実態把握、見守り

支援センター

(食事の確保と安否確認)

総合相談 ●高齢者や介護に関する 第一相談窓口

地域との連携

・民生委員をはじめ、 関係機関との連携

地域・職域

●地域の見守り・支援

市社会福祉協議会

民生委員

地区社協

NPO・ボランティア 認知症キャラバンメイト

●虐待・消費者被害対応 ●困難ケース対応支援 合相談

相談担当書

保健師

介護予防相談

- 二次予防事業対象者の ケアマネジメント
- ・介護予防に 関する相談



権利擁護相談

- ●虐待への対応
- 成年後見制度 の利用支援



連携

連携

関連機関

警察・裁判所・消防・

権利擁護センター・

消費生活センター 等

●介護予防事業(運動・栄養教室など)も実施

市

連携

◆介護保険制度の紹介

高齢化の進行とともに、ますます支援や介護を必要とする人が増え、また、介護する人の負担も増えています。高齢者の介護を社会全体で支えようという目的で、介護保険制度が平成12年4月に始まりました。以来、介護サービスを利用する人は年々増え、介護の必要性や重要性も高まっています。それに対応して介護保険制度も3年ごとに見直され、平成24年度からは第5期事業計画のもとで介護保険制度が運営されています。

介護保険は、40歳以上のみなさんからいただく保険料と公費(税金)でまかなわれています。

介護保険に加入する人

65歳以上のすべての人が、また40歳から64歳までで医療保険に加入している人が加入します。 65歳以上の人を第1号被保険者といい、40歳から64歳までの人は第2号被保険者といいます。 ただし、障害者支援施設等、特定の施設に入所されている人は加入の対象とはなりません。

介護サービスを利用できる人

次のような人で、要介護認定を受けた人がサービスを利用できます。

[65歳以上の人(第1号被保険者)]

- ・ねたきりや認知症などで介護が必要な人
- ・家事や身じたくなど日常生活の上で支援が必要な人

[40歳から64歳までの人 [第2号被保険者]]

・国が定める下記の疾病が原因で介護や支援が必要となった人

がん (末期)

関節リウマチ

筋萎縮性側索硬化症

後縦靭帯骨化症

骨折を伴う骨粗鬆症

初老期における認知症

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病

脊髄小脳変性症

脊柱管狭窄症

早老症

多系統萎縮症

糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症

脳血管疾患

閉塞性動脈硬化症

慢性閉塞性肺疾患

両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

介護サービスを利用するまでの手続き

介護保険のサービスを利用するためには、支援や介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かを認定する要支援・要介護認定を受けていただく必要があります。ここでは、手続きの流れを追ってみます。

※交通事故や労働災害により介護が必要になったときも、申請窓口でご相談ください。

からだが弱ってきた 一人暮らしの母の 日常生活の援助を お願いしたい

家族だけで 父の介護をしてきたが たいへんで…

病院から**退院**したが リハ**ビリを**したい

たまには 介護のことを忘れて 旅行にでも行きたい 寝たきりの母を おふろに 入れてあげたい 足腰が弱り 家に閉じこもりがちの 父に人と接する時間を つくってあげたい

1 申請

(必要なもの:介護保険被保険者証・本人と申請者の認印)

※40歳から64歳までの人は医療保険被保険者証

介護サービスを利用したいときは、市役所の介護・高齢福祉課認定審査係(354-8427)と、中部地区を除く各地区市民センターおよび楠総合支所にある申請書に必要事項を記入して提出します。申請できるのは本人または家族ですが、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者(介護サービス計画作成事業者)や介護保険施設などが代行することもできます。

2 認定調査

市または市から委託された四日市市社会福祉協議会の調査員がご 自宅へお伺いし、お体の状態など74項目についてお聞きします。 (その結果をもとにコンピューターによる一次判定を行います) 主治医の意見書

介護に関する医師の 意見書を作成しても らいます。

3 審査判定

三泗介護認定審査会で、コンピューターによる一次判定結果と調査員の特記事項、主治医の意見書により、どの程度の支援・介護が必要かを公平に審査し、判定します。審査会は、保健・医療・福祉に関する専門家100人で構成されており、5人1組で審査を行います。

4 認定結果の通知

要支援1・2の認定を受けた人は介護予防サービスを、要介護1~5までの認定を受けた人は介護サービスを利用できます。非該当の通知を受けた場合は、介護保険のサービスは利用できません。結果に不服がある場合は、三重県の介護保険審査会に申し立てができます。

- ※ 認定後も引き続きサービスの利用を希望する場合、 一定期間ごとに更新申請が必要です。また、状態が 変わったらいつでも変更申請ができます。
- ※ 認定の効力は申請日までさかのぼります。

介護予防・介護サービス計画 (ケアプラン)作成

居宅介護支援事業者に依頼し、本人や家族の希望をふまえ、それぞれの生活や事情にあわせて介護サービスの利用予定表をつくります。計画を作成する費用に利用者負担はありません。作成された計画に基づいて、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者がサービス提供事業者との連絡、調整を行います。

※ ケアプランはP10を参照してください。

6 介護予防・介護サービスの利用

介護サービス計画に基づくサービスの利用申し込みは、本人、家族による「契約」となります。 介護サービスには居宅サービスと施設サービスがあり、サービスを利用するときには、1割の 利用者負担が必要です。施設サービスを利用する人は、別に食費や居住費などが必要です。

被保険者証について

1.被保険者証が交付される人

65歳以上の人(第1号被保険者)には、65歳になる2ヵ月前に お届けします。

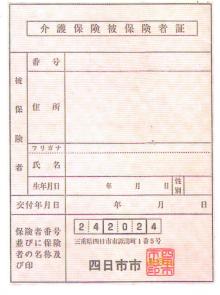
40歳から64歳までの人(第2号被保険者)には、要介護認定を受けた時にお届けします。

2.被保険者証の提示または提出が必要なとき

- 要介護認定の申請をするとき
- ・ サービス計画の作成を依頼するとき
- サービスを利用するとき など

3.届け出が必要なとき

- 他市町村へ転出したとき
- 市内で住所が変わったとき
- 氏名が変わったとき
- ・ 被保険者証を紛失したとき など

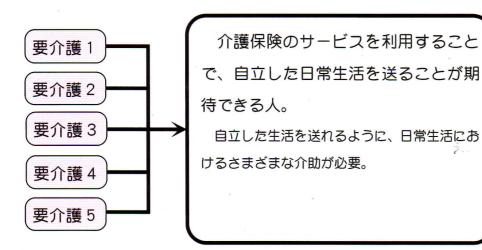


事業者と契約するときは、こんな事に注意しましょう

介護保険によるサービスの利用は、利用者とサービス事業者との「契約」になります。契約の 必要がある場合は以下のようなことに注意しましょう。

- ●サービス内容…利用者の状況にあったサービス内容や回数となっていますか?
- ●契 約 期 間…在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっていますか?
- ●利用者負担金…利用者負担金の額や交通費の要否など内容が明記されていますか ?
- ●利用者からの解約···利用者から解約が認められる場合およびその手続きが明記されていますか?
- ●損害賠償…サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合賠償義務が明記されていますか?
- ●秘密保持…利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっていますか?

高齢者の状態と目的に応じたサービスが利用できます



表当する人は、介護保険の 介護サービスを 利用できます。 (介護給付)

要支援 2

要介護状態の程度が軽く、介護保険 サービスを利用することで生活機能が 改善することが期待できる人。

要介護状態が重くならないように、生活機能を改善することを目的とした支援が必要。

/ _{該当する人は、介護保険の} 介護予防サービスを 利用できます。 (予防給付)

基本チェック 等により、 二次予防事業 対象者と選定 された人 要介護認定の 非該当者

少しずつ生活機能が低下してきて、将 来要介護認定を受ける可能性がある人。

介護が必要な状態とならないため、また生活 機能を損なわないための予防的なサービスが必 要。 該当する人は、介護保険の 介護予防事業を 利用できます。

サービスを利用したときには費用の1割を負担していただきます

ケアプランにもとづいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者に支払うのは、 原則としてかかったサービスの1割です。

介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分に応じて利用できる上限額(支給限度基準額)が決められています。 上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割ですが、上限を超えてサービスを利用 した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

要介護状態区分 1か月あたりの支給限度基準額		1 か月あたりの	利用限度額※
要支援 1	4, 970単位	49,700円程度	
要支援 2	10,400単位	104,000円程度	 ※1単位を10円として
要介護 1	16,580単位	165,800円程度	計算した場合の目安の金額です。
要介護2	19,480単位	194,800円程度	※実際の費用は、「単位
要介護3	26,750単位	267,500円程度	数×四日市市の地域区分 単価(10円~10.21円)]
要介護 4	30,600単位	306,000円程度	によって算定されます。
要介護 5	35,830単位	358,300円程度	

※1割の負担が高額になり、一定額を超えたときは、申請により高額介護サービス費等として、後から払い戻されます。くわしくはP25をご覧ください。

適切な介護サービスをご利用ください

高齢になり介護が必要になっても、だれもが願うのは「自分らしく生きること」です。

介護サービスを利用する中でも、自分でできることは自分で行い、周囲の人もそれを支援することが大切です。過剰なサービスの利用は身体機能の低下を招き、ますます介護が必要な状態になりかねません。適切な介護サービスの利用に努めましょう。

また、日ごろからの健康管理や積極的な社会参加を心がけ、健康で介護を必要としない生活を目指しましょう。



◆居宅サービス

ケアプラン作成の流れ

介護サービス、介護予防サービスともに、個人に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それに基づいてサービスを利用します。介護サービスはケアマネジャーが、介護予防サービスは保健師等が中心となってケアプランを作成します。

ケアマネジメント/居宅介護支援事業所

要介護 介護給付の対象者(要介護1~5)

ケアマネジャーによる アセスメント

利用者の心身の状態 や環境、生活歴などを 把握し、課題を分析し ます。 サービス担当者との 話し合い

利用者の力を引き出せるようなサービスを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

ケアプランの作成

利用するサービスの 種類や回数を決定しま す。 介護サービスを利用

一定期間ごとに 要介護認定を更新

介護予防ケアマネジメント/地域包括支援センター

要支援 予防給付の対象者(要支援 1・2)

保健師等による アセスメント

アセスメント表や利 用者・家族との話し合いにより、利用者の心 身の状態や環境、生活 歴などを把握し、課題 を分析します。

サービス担当者との話し合い

目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

介護予防 ケアプランの作成

目標を達成するため のサービスの種類や回 数を決定します。

予防給付の介護予防 サービスを利用

一定期間ごとに 効果を評価、 プランを見直す

介護予防

介護予防事業の対象者

※基本チェック等により、二次予防事業対象者 と選定された人

保健師等による簡易な アセスメント

チェックリストなど を用いて利用者の心身 の状態を把握し、課題 を分析します。

サービス担当者との 話し合い

複数のサービスを利 用するなど必要な場合 にのみ実施します。

必要時、介護予防 ケアプランの作成

目標を設定して利用 するサービスを決定し ます。

介護予防事業を利用

一定期間ごとに 効果を評価、 プランを見直す

ひとりで抱え込まず専門家の手助けを

訪問介護 (ホームヘルプ)



要支援1・2の人 介護予防訪問介護

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。



要介護1~5の人 訪問介護

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。

身体介護

- ●食事や入浴、排せつの介助
- ●衣類の着脱や体位変換
- ●洗髪、身体の清拭
- ●通院の付添い など

生活援助

●食事の用意、衣類の洗濯、 掃除、買い物 など

※介護予防訪問介護では「身体介護」と「生活援助」の区分はありません。

通院時の乗車・降車等の介助

● 通院などの際の、乗車・降車の介助および乗車前・降車後の移動の介助

※要支援の人は利用できません。また、移送にかかる費用は別途自己負担となります。

~サービス費用のめやす~

○ 介護予防訪問介護

	要介護度	内容	サービス費用
1 カ月につき 要支援 1 ・ 2	週 1 回程度の利用	12, 456円	
	女义接 1 • 2	週2回程度の利用	24,912円
	要支援 2	週2回程度を超える利用	39, 512円

○ 訪問介護

	内容	サービス費用
	20分未満	1, 735円
身体介護	20分以上30分未満	2, 593円
	30分以上 1 時間未満	4, 104円
	1 時間以上 1 時間30分未満	5, 962円
生活援助	20分以上45分未満	1, 939円
工/口援助	45分以上	2, 399円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき ※要支援の人は利用できません。	1,021円

- ※早朝、夜間、深夜などは加算があります。
- ※ただし、20分未満の場合は、要介護3以上等の要件があります。

※次のようなサービスは介護保険の対象外となります。

- ●利用者以外の部屋の掃除、洗濯、調理、買い物、布団干し
- ●庭の草むしり、大掃除、ガラス拭き
- ●家屋の修理、洗車、ペットの世話
- ●仕事、趣味や嗜好のための利用(習い事、ドライブ、旅行等) 理美容、冠婚葬祭、日用品以外の買い物、転院の際の利用 など

寝たきりでも自宅で入浴したい

訪問入浴介護

予防

要支援1·2の人 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介助が提供されます。



要介護1~5の人 訪問入浴介護

看護師などが家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

~サービス費用のめやす~

○ 介護予防訪問入浴介護

内容	サービス費用
全身入浴	8,719円

○訪問入浴介護

内容	サービス費用
全身入浴	12,762円

訪問看護

要支援1・2の人 介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人につい て、看護師が自宅を訪問して、介護 予防を目的とした療養上の世話や、 診療の補助を行います。



要介護1~5の人 訪問看護

疾患などを抱えている人について、 看護師が自宅を訪問して、療養上の 世話や診療の補助を行います。

- ●血圧や脈拍など病状のチェック ●食事や入浴・排せつの介助 ●床ずれの予防や処置

- ●経管栄養のチューブや尿の管、●機能訓練 在宅酸素療法に使う機器などの 管理や医療処置

●ターミナルケア (終末期医療)

~サービス費用のめやす~

介護予防訪問看護

	サービス費用	
	20分未満(早朝 や夜間、深夜のみ)	3, 226円
訪問看護	30分未満	4,819円
ステーション から	30分以上 1 時間未満	8,474円
	1 時間以上 1 時間30分未満	11,618円
	20分未満(早朝 や夜間、深夜のみ)	2, 603円
病院または	30分未満	3,890円
診療所から	30分以上 1 時間未満	5, 615円
	1 時間以上 1 時間30分未満	8, 280円

○訪問看護

	サービス費用	
	20分未満(早朝 や夜間、深夜のみ)	3, 226円
訪問看護	30分未満	4,819円
ステーション から	30分以上 1 時間未満	8,474円
	1 時間以上 1 時間30分未満	11,618円
病院または	20分未満(早朝 や夜間、深夜のみ)	2,603円
	30分未満	3,890円
診療所から	30分以上 1 時間未満	5,615円
	1 時間以上 1 時間30分未満	8, 280円

おもな加算される金額

介護予防訪問看護または訪問看護を利用する場合は、 サービス費用の自己負担とは別に料金がかかる場合があります。

- ●緊急時(介護予防)訪問看護加算…特別な管理 ●ターミナルケア加算(訪問看護のみ)…在宅で が必要な状態の人で、夜間帯に計画外の訪問を 行う場合は、指定訪問看護ステーションが行う 場合、1ヵ月につき5,513円を加算します。ま た、指定訪問看護を担当する医療機関が行う場 合は1ヵ月につき2,960円を加算します。
- 亡くなったサービス利用者について、亡くなった日及び亡くなる14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合、その亡くなった月につき 20,420円を加算します。

積極的なリハビリで"寝かせきり"にしない

訪問リハビリテーション

受支援1・2の人防介護予防訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させる 訓練が必要な場合に、理学療法士や 作業療法士、言語聴覚士が訪問によ り短期集中的なリハビリテーショ ンを行います。



自宅での生活行為を向上させる ために、理学療法士や作業療法士、 言語聴覚士が訪問により短期集中 的なリハビリテーションを行います。

- 手芸、工芸などの手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練(作業療法)
- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練(理学療法)など

~サービス費用のめやす~

○介護予防訪問リハビリテーション

内容	サービス費用
1回(20分以上)	3, 101円

○訪問リハビリテーション

内容	サービス費用
1回(20分以上)	3, 101円

おもな加算される金額

介護予防訪問リハビリテーションまたは訪問リハビリテーションを 利用する場合は、サービス費用の自己負担とは別に料金がかかる場 合があります。

●短期集中リハビリテーション実施加算…退院・退所直後に短期集中的にリハビリテーションサービスの 提供を行った場合に加算します。

退院・退所または要介護認定日から起算して1ヵ月以内の利用の場合は1日つき3,457円(訪問リハビリのみ)、1ヵ月から3ヵ月以内の場合は1日につき2,034円をそれぞれ加算します。

医師に相談できれば心強い

居宅療養管理指導

予防

要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師、薬剤師、管理 栄養士などが自宅を訪問し、介護 予防などを目的とした療養上の管 理や指導を行います。



要介護1~5の人 居宅療養管理指導

医師・歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の 管理や指導を行います。

- ●医師による療養上の管理や指導
- ●歯科医師による管理や指導
- ●家族に対する看護方法の指導
- ●薬剤師による服薬の管理や指導 など

医療保険からの サービスは 利用できません 介護サービスの居宅療養管理指導を利用する利用者は、医療保険からの同様のサービス(訪問薬剤管理指導、訪問栄養食事指導など)は受けられません。ただし、居宅療養管理指導に該当しない医療保険による診療は、保険給付が受けられます。

~サービス費用のめやす~

○介護予防居宅療養管理指導/居宅療養管理指導

		サービ	ス費用
内容	利用限度回数	同一建物居住者以外の利用 者に対して行う場合	同一建物居住者に対して行 う場合(同一日の訪問)
医師または歯科医師が行う場合	1ヵ月に2回	5,000円	4, 500円
医療機関の薬剤師が行う場合	1ヵ月に2回	5, 500円	3, 850円
薬局の薬剤師が行う場合	1ヵ月に4回	5,000円	3, 500円
管理栄養士が行う場合	1ヵ月に2回	5, 300円	4, 500円
歯科衛生士等が行う場合	1ヵ月に4回	3, 500円	3, 000円
保健師、看護師が行う場合	要介護認定に伴い作 成されたケアプラン に基づくサービスの 提供を開始してから 6ヵ月の間に2回	4, 000円	3, 600円

行動範囲を広げ、家族の負担も軽くする

通所介護 (デイサービス)

要支援1・2の人 介護予防通所介護

通所介護施設で食事や入浴といっ た日常生活上の支援などの共通的な サービスを行うほか、その人の目標 に合わせた選択的なサービス(運動 器の機能向上、栄養改善、口腔機能 の向上など)を提供します。



要介護1~5の人 通所介護

通所介護施設で、食事、入浴な どの日常生活上の支援や生活行為 向上のための支援を日帰りで行い ます。また、難病やがん末期など の要介護者が、在宅で医療ケアを 受ける療養通所介護費のサービス も行います。

- リフトバスなどによる送迎
- 看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- 入浴や食事の提供 ※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど利用者同士の交流 など

~サービス費用のめやす~

○介護予防通所介護

内容	要介護度	サービス費用
1 ヵ月につき (共通的サービス)	要支援1	21, 283円
※送迎、入浴を含む	要支援 2	42,638円
	運動器の機能向上	2, 281円
1ヵ月につき	栄養改善	1,521円
(選択的サービス)	□腔機能向上	1,521円
	生活機能向上グループ活動	1,014円

〇 通所介護

内容	要介護度	サービス費用
済労担告の	要介護1	6,996円
通常規模の 事業所の場合	要介護 2	8, 223円
(7時間以上)	要介護3	9, 501円
※ 送迎を含む	要介護 4	10,778円
	要介護 5	12,046円
		į.

●療養通所介護費(6時間以上8時間未満)…15,210円

おもな加算される金額

通所介護を利用する場合はサービス費用の自己負担とは別に 料金がかかる場合があります。

- ●算定対象時間超過の加算…7時間以上9時間未満の利用時間を超えてサービスを利用する場合は、利用 時間が9時間以上10時間未満の場合は507円、10時間以上11時間未満の場合は1,014円、11時間以上12時 間未満の場合は1,521円を加算します。
- ●個別機能訓練加算…利用者それぞれの状態を適切に考慮した個別の機能訓練計画を策定し、それに基づ いたサービス提供を行った場合に、1日につき425円、常勤の理学療法士等が配置されている場合は、1 日につき507円を加算します。
- ▶入浴介助加算…入浴介助のサービス提供を行った場合は、1日につき507円を加算します。
- ●若年性認知症利用者受入加算…若年性認知症の利用者に対して、利用者の特性などを適切に考慮した通
- 栄養ケア計画を策定し、それに基づいたサービス提供を行った場合に、1回につき1,521円を加算しま ※原則3ヵ月間のうちに月2回まで利用可
- ▶□腔機能向上加算…□腔機能の低下している利用者、またはそのおそれのある利用者に対して、歯科衛 生士などが口腔機能向上を目的としたサービス提供を行った場合に、1回につき1,521円を加算します。 ※原則3ヵ月間のうちに月2回まで利用可

人とふれあい、できることを増やしたい

通所リハビリテーション (デイケア)

要支援1・2の人 介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事 などの日常生活上の支援や生活行為向上 のための支援、リハビリテーションを行 うほか、その人の目的に合わせた選択的 なサービス(運動器の機能向上、栄養改 善、口腔機能の向上)を提供します。



要介護1~5の人 通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、 食事、入浴などの日常生活上の支援 や生活行為向上のためのリハビリ テーションを、日帰りで行います。

- リフトバスなどによる送迎
- 医師の指示に基づく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- 食事の提供や入浴の介助 ※食事については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど利用者同士の交流 など

~サービス費用のめやす~

○介護予防通所リハビリテーション

内容	要介護度	サービス費用
1ヵ月につき (共通的サービス)	要支援1	24, 530円
※ 送迎、入浴を含む	要支援 2	49, 100円
1ヵ月につき (選択的サービス)	運動器の機能向上	2, 288円
	栄養改善	1, 525円
	□腔機能向上	1,525円

○通所リハビリテーション

内容	要介護度	サービス費用
	要介護 1	6,824円
6 時間以上	要介護 2	8, 349円
8 時間未満 1 回につき	要介護3	9, 864円
※ 送迎を含む	要介護 4	11, 400円
	要介護 5	12, 926円

おもな加算される金額

通所リハビリテーションを利用する場合は、サービス費用の自己負担とは別に料金がかかる場合があります。

- ●算定対象時間超過の加算…6時間以上8時間未満の利用時間を超えてサービスを利用する場合は、利用時間が8時間以上 9時間未満の場合は508円、9時間以上10時間未満の場合は1,017円を加算します。
- ●通所リハビリ計画の加算…介護老人保健施設であって理学療法士、作業療法士が家庭を訪問し、診察、運動機能検査など を行い、通所リハビリ計画の作成などを行う場合は、月1回を限度として5,593円を加算します。
- ●リハビリテーションマネジメント加算…1ヵ月に4回以上通所リハビリを行った場合に、1ヵ月につき2,339円を加算しま
- ●短期集中リハビリテーション実施加算…退院・退所直後の短期集中的にリハビリテーションサービスの提供を行った場合 に加算します。
- 退院・退所または認定日から起算して1ヵ月以内の利用の場合は1日につき1,220円、1ヵ月から3ヵ月以内の場合は1日に つき610円をそれぞれ加算します。
- ●個別リハビリテーション実施加算…退院・退所または認定日から起算して3ヵ月を超える期間に個別リハビリテーション を行った場合は、1ヵ月に13回を限度として、1日につき813円を加算します。
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算…認知症の利用者に対して、退院・退所または通所開始日から起算して3ヵ 同以内に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合は、1週に2日を限度として、1日につき2,440円を加算します。

 ●入浴介助加算…入浴介助サービス提供を行った場合は、1日につき508円を加算します。

 ●若年性認知症利用者受入加算…若年性認知症の利用者に対して、利用者の特性などを適切に考慮した通所リハビリテー
- ションサービスの提供を行った場合に、1日につき610円を加算します。
- ●栄養改善加算…低栄養状態にある利用者、またはそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士などが栄養ケア計画を策定し、それに基づいたサービス提供を行った場合に、1日につき1,525円を加算します。 ※原則3ヵ月間のうちに月2回
- ▶□腔機能向上加算…□腔機能の低下している利用者、またはそのおそれのある利用者に対して、歯科衛生士などが□腔機 能向上を目的としたサービス提供を行った場合に、1回につき1,525円を加算します。 ※原則3ヵ月間のうちに月2回ま で利用可

少しの間、家族の介護の手を休めたい

短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)



要支援 1 · 2 の人 介護予防短期入所生活介護/ 介護予防短期入所療養介護

福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



要介護1~5の人 短期入所生活介護/ 短期入所療養介護

福祉施設や医療施設に短期間入所 して、日常生活上の支援や機能訓練 などが受けられます。

- ●食事、入浴、排せつの介助・看護師などによる機能訓練 ※食費、滞在費については別途自己負担があります。
- ●理学療法士などによる機能訓練
- ●医師の診断(短期入所療養介護の場合)

ショートステイ を利用するとき の注意点 ショートステイはあくまでも在 宅生活を継続していただくため に利用するサービスです。 利用する際には、次の点に注意 しましょう。



- ■ショートステイを連続して利用できる日数は30日までとなります。 ■連続して30日を超えない日数であっても、ショート
- ■連続して30日を超えない日数であっても、ショート ステイの利用日数は要介護認定等の有効期間のおお むね半数を超えないことをめやすとしています。

~サービス費用のめやす~

○介護予防短期入所生活介護

内容	要介護度	サービス費用
併設型・多床室 介護老人福祉施設の利用	要支援 1	5, 059円
(1日につき)	要支援2	6, 225円

~サービス費用のめやす~

○短期入所生活介護

内容	要介護度	サービス費用
	要介護 1	6, 915円
併設型・多床室	要介護 2	7,615円
介護老人福祉施設 の利用	要介護3	8, 335円
(1日につき)	要介護 4	9, 034円
	要介護 5	9, 724円

○介護予防短期入所療養介護

内容	要介護度	サービス費用
多床室 介護老人保健施設の利用	要支援 1	6, 205円
1日につき)	要支援2	7,767円

○短期入所療養介護

内容	要介護度	サービス費用
	要介護 1	8, 375円
多床室	要介護 2	8,862円
介護老人保健施設 の利用	要介護3	9, 501円
(1日につき)	要介護 4	10, 038円
	要介護 5	10,576円

おもな加算される金額

ショートステイを利用する場合は、サービス費用の自己負担とは別に料金がかかる場合があります。

- ●看護体制加算…看護師の配置数により、1日につき40~81円を加算します。
- ●夜勤職員配置加算…夜勤職員の配置数により、1日につき131~243円を加算します。
- ●認知症行動・心理症状緊急対応加算…医師の判断により、緊急に利用する場合、7日を限度として、1日につき2,028円を加算します。
- ●若年性認知症利用者受入加算…若年性認知症の利用者ごとに担当者を決め、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供する場合は、1日につき1,216円を加算します。
- ●送迎加算…送迎を行うことが必要と認められるサービス利用者に対して、自宅から入所施設までの送迎を行う場合は、片道につき、1,865円を加算します。
- ●療養食加算…利用者の状態を考慮して、療養食の提供サービスが行われた場合は、1日につき233円を加算します。
- ●在宅中重度者受入加算(短期入所生活介護のみ)…利用者が在宅時に利用していた訪問看護事業所が健康上の管理等を行う場合は、1日につき4,187円~4,309円を加算します。
- ●個別リハビリテーション実施加算(短期入所療養介護(老健)のみ)…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別リハビリテーションを行う場合は、1日につき2,433円を加算します。

有料老人ホームなどでの介護も介護保険で

特定施設入居者生活介護

予防

要支援1・2の人 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



要介護1~5の人 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

- ●食事、入浴、排せつの介助
- ●日常生活の世話
- ●機能訓練 など

~サービス費用のめやす~

○介護予防特定施設入居者生活介護

内容	要介護度	サービス費用
1日につき	要支援 1	1, 987円
10276	要支援 2	4, 593円

○特定施設入居者生活介護

内容	要介護度	サービス費用
	要介護 1	5, 678円
	要介護 2	6, 367円
1日につき	要介護3	7, 098円
	要介護 4	7, 787円
	要介護 5	8, 497円

自立のための生活用具を取り入れよう

福祉用具貸与

予防

要支援1・2の人 介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。



要介護1~5の人 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

福祉用具貸与の対象品目

※下記●印については、要支援 1 ・ 2 と要介護 1 の人は原則として保険給付の対象とはなりません。 (ただし必要と認められる場合は、例外的に対象となります)

- ●車いす
- ●車いす付属品
- ●特殊寝台
- ●特殊寝台付属品
- ●床ずれ防止用具
- ●体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- ●移動用リフト(つり具を除く)

手すり(工事をともなわないもの) スロープ(工事をともなわないもの)

步行器

歩行補助つえ

自動排せつ処理装置(要介護4・5の人のみ)

福祉用具の貸与については使用期間をあらかじめ限定し、定期的にその必要性を見直していきます。

~サービス費用のめやす~

○介護予防福祉用具貸与/福祉用具貸与

内容	サービス費用
福祉用具のレンタル	対象品目によって異なります

身体の状態にあわせて自宅を改修

住宅改修費の支給

手すりの取付けや、段差解消など、小規模な住宅改修費の9割が介護保険サービスとして支給されます。このサービスは原則として一度しか受けられませんが、引越した場合や要介護度が3段階以上重くなった場合は、再度利用できます。

介護保険で改修できるもの

- ●手すりの取付け
- ●段差の解消
- ●和式便器を洋式便器へ取替え
- ●床材の変更
- ●扉を引き戸に変更
- ※利用限度額/要介護度に関係なく20万円まで(自己負担1割/原則1回限り)
- ① 改修前に市へ申請が必要です。

改修にあたっては、事前にケアマネジャーか在宅介護支援センター(P2参照)へ相談してください。

- ② 一旦、全額自費で事業者に支払います。
- ③ 必要書類を市に提出します。
- ④ 利用限度額の範囲内の9割が戻ります。

生活に役立つ用具を購入

福祉用具購入費の支給

ポータブルトイレやシャワーチェアーなどのように、他人が使用したものを再利用することが好ましくないものは各自で購入することになります。この場合に購入費用の9割が介護保険サービスとして支給されます。(購入する事業者は、県の指定を受けた事業者に限ります。)

介護保険で購入できるもの

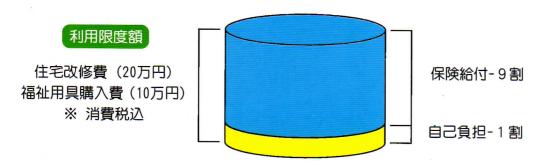
●腰掛便座(ポータブルトイレなど)

- ●特殊尿器
- ●入浴補助用具(入浴用いす、入浴台、簡易手すりなど)
- ●簡易浴槽

- ●移動用リフトのつり具部分
- ※利用限度額/要介護度に関係なく年間(4~3月)10万円まで(自己負担1割)
- ①購入前に市へ申請が必要です。

購入にあたっては、事前にケアマネジャーか在宅介護支援センター(P2参照)へ相談してください。

- ②一旦、全額自費で事業者に支払います。
- ③必要書類を市に提出します。
- ④利用限度額の範囲内の9割が戻ります。



◆地域密着型サービス

「地域密着型サービス」は、介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、身近な生活圏域を基本に提供されるサービスです。(原則として、他の市町村のサービスは利用できません。)

認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

~サービス費用のめやす~

	要介護度	サービス費用
	女月磴反	サービス質用
•	要支援 1	9, 024円
	要支援 2	10, 089円
7時間以上9時間未満	要介護 1	10, 444円
1 时间以上 3 时间不侧	要介護 2	11, 569円
	要介護3	12, 705円
	要介護 4	13, 841円
	要介護 5	14, 976円

認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が共同生活をする住宅で、スタッフによる食事、入浴などのサービスを受けられます。 (介護予防認知症対応共同生活介護は、要支援2の人のみ利用できます。)

~サービス費用のめやす~

	· ·	
	要介護度	サービス費用
	要支援 2	8, 091円
	要介護 1	8, 132円
1日につき	要介護 2	8, 517円
	要介護3	. 8,771円
	要介護 4	8,943円
	要介護 5	9, 126円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。

~サービス費用のめやす~

	要介護度	サービス費用
	要介護 1	6, 682円
1ロロつき	要介護 2	7, 932円
1日につき	要介護3	8, 132円
	要介護 4	8, 842円
	要介護 5	9,541円

◆施設サービス

以下の施設サービスについては、要介護1~5の人が利用できます。 (要支援1・2の人は利用できません)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

~サービス費用のめやす~

	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
要介護 1	6,682円/日	6, 682円/日	5,850円/日	6, 388円/日
要介護 2	7, 392円/日	7, 392円/日	6,560円/日	7, 087円/日
要介護3	8, 132円/日	8, 132円/日	7, 290円/日	7,807円/日
要介護 4	8,842円/日	8,842円/日	8,000円/日	8,507円/日
要介護 5	9,541円/日	9,541円/日	8,700円/日	9, 196円/日

介護老人保健施設(老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを 行います。

~サービス費用のめやす~

	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
要介護 1	8,000円/日	8,000円/日	7, 199円/日	7,970円/日
要介護 2	8, 477円/日	8,477円/日	7,675円/日	8, 456円/日
要介護3	9, 126円/日 9, 126円/日		8,314円/日	9, 095円/日
要介護 4	9,663円/日 9,663円/日		8,842円/日	9, 633円/日
要介護 5	10, 200円/日	10, 200円/日	9, 379円/日	10, 170円/日

介護療養型医療施設(療養病床等)

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

~サービス費用のめやす~

	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
要介護 1	7, 929円/日	7, 929円/日	6, 793円/日	7,899円/日
要介護 2	9, 024円/日	9, 024円/日	7,888円/日	8, 994円/日
要介護3	11, 387円/日	11, 387円/日	10, 251円/日	11, 356円/日
要介護 4	12, 391円/日	12, 391円/日	11, 265円/日	12, 360円/日
要介護 5	13, 303円/日	13, 303円/日	12, 168円/日	13, 273円/日

施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合の負担額は、サービス費用の1割、居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。

サービス + 居住費 + 食費 + 日常生活費

●居住費(ショートステイの場合は滞在費)

居室は、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室、多床室(相部屋)の4つに区分されます。 ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室については室料と光熱水費相当、多床室(相部屋)に ついては光熱水費相当が自己負担になります。(具体的な金額は各施設で設定されます。)

●食費

食材料費と調理費相当が自己負担になります。(具体的な金額は各施設で設定されます。)

●介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担額(ショートステイを含む)

世帯全員が市民税非課税の人や生活保護を受給している人の場合は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。軽減を受けるためには毎年申請が必要です。(P26もご覧ください)

利用者負担		1日あたりの居住費(滞在費)				1日あたりの
段階	世帯の所得状況等	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	食費
利用者負担第1段階	生活保護を受給している 人、または世帯全員が市民 税非課税で老齢福祉年金を 受けている人	820円	490円	①490円 ②320円	0円	300円
利用者負担第2段階	本人および世帯全員が市民 税非課税で本人の課税年金 収入額と合計所得金額の合 計が年間80万円以下の人	820円	490円	①490円 ②420円	320円	390円
利用者負担第3段階	本人および世帯全員が市民 税非課税で上記の第1・2段 階以外の人	1, 310円	1, 310円	①1,310円 ② 820円	320円	650円
利用者負担	本人が市民税を課税されて いる人、または本人が市民			れます。なお、 匀的な費用額は		
第4段階 (基準費用額)	税非課税で世帯の中に市民 税課税者がいる人	1, 970円	1, 640円	①1,640円 ②1,150円	320円	1, 380円

[※]①は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。②は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。

◆低所得の人などへの利用者負担の配慮

【高額介護サービス費の払い戻し

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、その合計額)が高額になり、一定の上限額を超えた場合は、その超えた分が高額介護サービス費等として、あとから払い戻されます。

●手続き:介護・高齢福祉課保険料係(354-8190) に申請が必要です。(該当する人には介護・高齢福祉課から通知します)

上限額は、世帯の所得状況等により、下表のように分かれています。

ERBANCE BOMINANTICO OF TEXASTREE OF THE CONTROL OF				
利用者負担 段階	世帯の所得状況等	利用者負担の 世帯の上限額(月額)	利用者負担の 個人の上限額(月額)	
第1段階	生活保護を受給している人	15,000円	15,000円	
第2段階	世帯員全員の市民税が課税 されていない世帯で合計所 得金額と課税年金収入額の 合計が年間80万円以下の人 又は、市民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受給してい る人	24,600円	15,000円	
第3段階	世帯員全員の市民税が課税 されていない世帯で上記以 外の人	24,600円	24,600円	
第4段階	市民税が課税されている世 帯の人	37,200円	37,200円	

介護保険高額介護サービス費貸付事業

介護保険の要介護認定で要支援1以上の認定を受け、高額サービス費や償還払いのサービス 費の支払いが困難な人を対象に必要な資金の貸付を行います。

※償還払い:住宅改修費、福祉用具購入費の支給を受けようとする場合や、介護認定申請日以 降から要介護認定を受けるまでの間にサービスを受けた場合などは、その費用の 全額を一旦支払っていただく必要があります。その後、保険から9割が払い戻さ れます。

●手続き:介護・高齢福祉課保険料係(354-8190)に申請が必要です。

居住費(滞在費)・食費の軽減(P24参照)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を利用したとき(ショートステイ含む)の居住費(滞在費)や食費は保険給付の対象外となりますが、 市民税非課税世帯など所得の低い人は負担軽減の対象になります。

●手続き:介護・高齢福祉課保険料係(354-8190)へ申請を行い、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。

高齢夫婦世帯等の居住費・食費の特例減額措置

市民税課税世帯の場合でも、高齢夫婦二人暮らしなどで一方が施設入所し(ショートステイを除く)、個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者等の収入が一定額以下となる場合などには、「特例減額措置」を受けることができます。

- ・軽減の対象となる人は、次の条件をすべて満たす人です。
- ①市民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯(単身世帯は含まない)。
- ②世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」「ユニット型準個室」または「従来型個室」に入り、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担を行っていること。
- ③世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1割負担、居住費・食費の年額合計)を除いた額が80万円以下となること。
- ④世帯の預貯金等の額が450万円以下であること。
- ⑤日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑥介護保険料を滞納していないこと。
- ●手続き:介護・高齢福祉課保険料係(354-8190)へ申請を行い、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。

社会福祉法人等による利用者負担軽減

市民税非課税世帯の人で特に生計が困難な人を対象に、社会福祉法人等が運営主体となっている特別養護老人ホーム・訪問介護・通所介護・短期入所生活介護の各サービス(介護予防サービスを含む)を利用する場合にかかる1割自己負担、食費、居住費(滞在費)の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)を軽減します。

- 軽減の対象になる人は、世帯全員が市民税非課税である人のうち、次の条件をすべて満たす 人です。
- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。
- ●手続き:介護・高齢福祉課保険料係(354-8190) に申請を行い、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受けることが必要です。

サービス利用料等を支払った場合に、生活保護の適用となる人の負担軽減

本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし、負担軽減を行います。

● お問い合せ: 介護・高齢福祉課保険料係 (354-8190)

特別居宅介護サービス費等の支給

要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由によりサービスを受け、必要があると認められた場合、サービス費の給付を受けることができる場合があります。

この場合は利用したサービスの費用の全額を一旦支払い、あとでその9割分の払い戻しを受ける償還払いとなります。

●お問い合せ:介護・高齢福祉課保険料係(354-8190) または居宅介護支援事業者

災害時などの場合の利用者負担額の減免

災害などで収入に著しい減少があり、費用の自己負担が困難である場合には、利用者負担額 を減免することができます。

● お問い合せ:介護・高齢福祉課保険料係(354-8190)

高額医療・高額介護合算制度

介護保険のサービスを利用したときの自己負担額と医療機関で支払った医療費の自己負担額が同じ世帯内で高額になったときは、それぞれの月額の限度額(「高額療養費」「高額介護サービス費」)を適用後、さらに合算して年額の限度額(下表)を超えた分が、「高額医療合算介護サービス費」「高額介護合算療養費」としてそれぞれ支給されます。

世帯での自己負担限度額(年額:8月~翌年7月)

所得区分	対象者	75歳以上の方	70~74歳の方	70歳未満の方
現役並み 所得者	市民税課税所得145万円以上の方など(70歳 未満で医療保険の上位所得者の区分の方)	6 7 万円	6 7 万円	1 2 6 万円
一般	現役並み所得者、低所得者 ・ 以外の方	5 6 万円	5 6 万円	6 7 万円
低所得者॥	市民税非課税世帯の方	3 1万円	3 1万円	3 4 万円
低所得者丨	市民税非課税世帯で、一定所得以下の方	19万円	19万円	3 4 万円

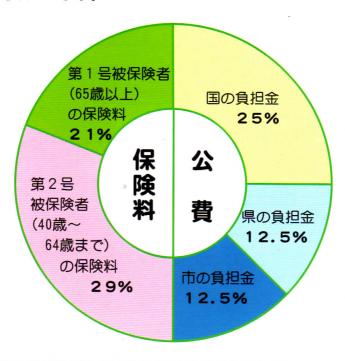
●お問い合せ:介護・高齢福祉課保険料係(354-8190)

◆介護保険料

ひとりひとりの保険料が介護保険を支えます

介護保険の財源

介護保険制度は、介護が必要な人や、介護するご家族の負担を社会全体で支えることを目的に つくられたものです。下図のように、介護保険に必要な費用のうちの原則として20%は65歳以上 の方の保険料で支えられています。



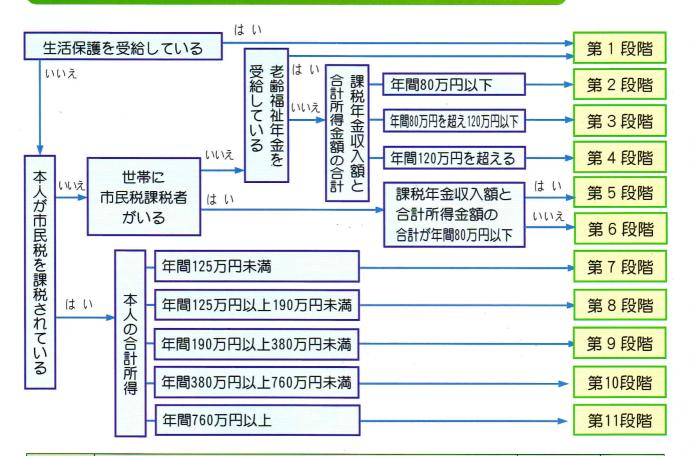
第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料は、3年ごとの介護保険事業計画において決まります。

平成24年度からの3年間について、四日市市での要介護認定者や必要となるサービスの総費用を もとに月額の基準額が決まります。

平成24年度からの基準額は4,936円になり、これまでの8段階から11段階に変更しています。

平成24年度~26年度の第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料



段階	あてはまる人	基準額に対する割合	年 額
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年 金を受けている人	基準額×0.50 (月額2,468円)	29,616円
第2段階	本人および世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.50 (月額2,468円)	29,616円
第3段階	本人および世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.625 (月額3,085円)	37,020円
第4段階	本人および世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	基準額×0.750 (月額3,702円)	44, 424円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税 年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.875 (月額4,319円)	51,828円
第6段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税 年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	基準額 月額4,936円	59, 232円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間125万円未満の人	基準額×1.125 (月額5,553円)	66,636円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間125万円以上、190万円未満の人	基準額×1.25 (月額6,170円)	74,040円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間190万円以上、380万円未満の人	基準額×1.50 (月額7,404円)	88,848円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間380万円以上、760万円未満の人	基準額×1.75 (月額8,638円)	103, 656円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間760万円以上の人	基準額×2.00 (月額9,872円)	118, 464円

介護保険料の納め方

介護保険には40歳以上のすべての人が加入し、年齢によって下記のとおり分かれています。 (介護保険法第9条)

• 第1号被保険者: 65歳以上の人………介護保険料単独で市へ納めます。

・第2号被保険者:40歳以上65歳未満の人……医療保険の保険料に上乗せして納めます。

第1号被保険者としての保険料は、65歳になった日[民法第143条](65歳の誕生日の前日)の属する月の分から市に納めていただきます(四日市市介護保険条例第4条)。

第2号被保険者としての保険料は、65歳になる日(65歳の誕生日の前日)の前月分まで、加入している医療保険の保険料と一緒に納めていただきます(介護保険法第150条)。保険料の計算方法や金額は加入している医療保険によって違います。

〈例〉誕生日が1月1日の人は、12月分から第1号被保険者として保険料を納めることになります。

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の納め方は、受けている年金額により分かれます

【年金からの天引き】(これを特別徴収といいます)

国民、厚生、共済などの老齢・退職を支給事由とする年金や遺族年金、障害年金を年額18万円以上受け取っている人は、原則として、年6回の年金受け取りの際に、保険料が年金額からあらかじめ天引きされます。

- ※ただし、次の人は特別徴収となりませんので、ご注意ください。
 - ○年度の途中で65歳になった人や四日市市に転入した人
 - ○年度の途中で保険料の額が変わった人
 - ○年金担保融資を受けている人(年金担保融資を利用している間は天引きになりません)
 - ○現況届の提出遅れなどで一時的に年金支給が止まった人
- ※年度の途中で65歳になられた人や四日市市に転入された人は、当初普通徴収により保険料を納めていただきますが、その後、順次特別徴収に切り替わります。その場合には、あらためて通知書をお送りします。

【窓口払い・口座振替】(これを普通徴収といいます)

年間保険料額を、7月から翌年3月までの9回払いで納めていただきます。

年金からの天引きにならない人は、普通徴収となり、窓口払いや口座振替でお支払いをお願い します。

老齢福祉年金のみを受け取っている人も普通徴収となります。また、年金からの天引きの人でも、介護保険料が減額されたり、年金の振込みが止まったり、遅れたりなどすると普通徴収に変わります。

年度途中で普通徴収に変わった場合、年金からの天引きが再開されるまでは、窓口払いや口座 振替で納めていただきます。

【年金からの天引きと窓口払い・口座振替】

年金からの天引きの人でも、介護保険料が増額になると、年金からの天引きを継続しながら、その増額分を窓口払い(または口座振替)でお支払いいただきます。これは、一旦年金からの天引き額が確定すると、年度途中で変更ができないためですのでご了承ください。

便利な口座振替をご利用ください!

□座振替の申込は、保険料の納入通知書・預(貯)金通帳届出印を持って下記の●印の金融機関、 またはゆうちょ銀行および郵便局で、備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込 んでください。(○印の金融機関では、□座振替のお申込みはできません)

- ※振替開始は申込月の翌月からになります。申込月の保険料は納付書で納めてください。
- ※口座振替のご確認は、通帳の記帳により行ってください。

保険料納付の取扱い場所

普通徴収の人の保険料は、下記の取扱い場所で納めることができます。

- ●四日市市役所 介護・高齢福祉課、楠総合支所、各地区市民センター(中部地区を除く) および市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)
- ●三重銀行
- ●百五銀行
- ●三菱東京UFJ銀行 ●北伊勢上野信用金庫

- ●第三銀行
- ●みずほ銀行
- ●りそな銀行
- ●大垣共立銀行 ●東海労働金庫

- ●愛知銀行
- ●中京銀行
- ●三井住友信託銀行 ●桑名信用金庫●三重北農業協同組合●鈴鹿農業協同組合
- ●三重県信用漁業協同組合連合会
- ●東海4県内(愛知、岐阜、三重、静岡)のゆうちょ銀行または郵便局
- ○イオ信用組合 ○十六銀行
- ○商工組合中央金庫

保険料を滞納しているとどうなるのですか?

介護を社会全体で支えあう介護保険では、皆様の保険料負担を公平に保つために、滞納がある 場合は、滞納の期間に応じて次のような措置がとられます。

- ① 1 年以上滞納すると…介護サービス利用料の支払いが、 1 割の自己負担から、いったん全額を支 払い、申請により後で9割の払い戻しを受ける「償還払い」に変わります。
- ②1年6ヵ月以上滞納すると…「償還払い」で払い戻される金額の一部または全部が一時差し止め になります。さらに滞納が続く場合は、差し止められた額から滞納分にあてることがあります。
- ③2年以上滞納すると…保険料の未納期間に応じて介護サービス利用料の自己負担が3割に引き上 げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

場合により保険料の減額や免除があります

次のような特別の理由があるときは、保険料の徴収猶予や減額、免除を受けられる場合がありま す。お困りの人は、介護・高齢福祉課保険料係(354-8190)へご相談ください。詳しい事情をお 伺いし、収入の金額が分かるものなど、必要書類を提出していただいて審査します。

- ○災害火事などで被保険者や生計中心者(主として世帯の生計を支える人)が大きな損害を受けたとき
- ○干ばつや冷害、凍霜害などの影響による不作や不漁のため、生計中心者の収入が大きく減ったとき
- ○生計中心者が死亡やけが、長期の入院をして収入が大きく減ったとき
- ○生計中心者が事業の休廃止や損失をして収入が大きく減ったとき

◆高齢者福祉サービス

養護老人ホームでのショートステイ

あおむね65歳以上で、基本的な生活習慣を欠いているなどの理由により、自宅での生活継続が困難なひとり暮らし高齢者などが、生活習慣の改善などを目的に短期入所することができます。

●施設:寿楽陽光苑(四日市市大字泊村1050-13)

●内容:1ヵ月あたり7日間程度のショートステイ

●費用: 1日あたり1,760円

●お問い合せ:介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)

訪問給食事業

心身の障害等で調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者、または同居する家族がいても、家族全員が調理困難で見守りが必要な世帯の高齢者などを対象に、お近くの在宅介護支援センターから、月~土曜日まで昼食・夕食を配食します。

●費用: 1 食650円(うち150円は市が負担、自己負担は500円)

●お問い合せ:介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)、在宅介護支援センター(P2参照)

緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、高血圧症や心臓疾患等で突発的に助けが必要となるおそれのある人を対象に、緊急通報装置を貸与します。

ただし、前年分所得税非課税世帯に限られます。

※協力員(通報先)の確保が必要です。

●費用:緊急通報装置の費用は無料ですが、付随する電話の基本料、通話料等は自己負担

●お問い合せ:介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)、在宅介護支援センター(P2参照)

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症により徘徊をする、または、そのおそれのある高齢者を対象に、早期発見できるシステムを利用するための機器購入費、契約費等を補助することで、事故の防止を図り、家族が安心して介護できるよう支援します。

ただし、認知症で徘徊する(あそれのある)高齢者等で市民税が非課税である人を介護する人に限られます。

●補助金額:機器購入費契約費用(毎月の利用料、検索料、修繕費等は含まない)で、上限19,000円。 対象者あたり1回とする。

●お問い合せ : 介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)、在宅介護支援センター(P2参照)

日常生活用具の給付

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、日常生活の便宜を図るため、下記の用具を支給します。ただし、所得制限があります。

●支給する用具 : 火災報知器、自動消火器、電磁調理器

● お問い合せ : 介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)、在宅介護支援センター(P2参照)

おむつ支援事業

在宅で常時おむつを使用している人を対象に、おむつに要する経費の一部を補助します。

●対象者:要介護3以上の認定を受けた人で、常時おむつが必要な人。ただし、施設等に入所・ 入居したり、入院した場合には支給中止となります。

●支給内容:1ヵ月ごとに6,500円を限度として、おむつ引換券を支給します。

●利用方法:おむつ取扱店での販売価格で、希望するおむつ(紙おむつ、尿取りパット、リハビリパンツ等)と引き換えることができますが、引換券の取扱いができないところもありますのでご了承ください。

※おむつ引換券での購入分については、確定申告の医療費控除の対象にはなりません。

●あ問い合せ:介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)、在宅介護支援センター(P2参照)

家族介護慰労事業

要介護4以上の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族を対象に、要介護認定後1年間、介護保険サービスを利用せず、入院・入所も無かった場合(1週間程度の短期入所サービスの利用および医療機関等への入院を除く)、介護慰労金を支給します。

●慰労金:10万円

●お問い合せ:介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)、在宅介護支援センター(P2参照)

介護相談員派遣事業

介護相談員は、介護サービスを受けている人と、それを提供する事業者との間に立って、利用者から介護サービスの不満や疑問、要望などを聞き、事業者に改善を求める活動を行います。 四日市市では、20名の相談員が施設を訪問して、介護サービスを受けている人の相談にあたっています。

●お問い合せ:介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)

◆健康づくりや病気の予防を 目的とした保健サービス

健康手帳の交付

健康状態を記録し、自らの健康管理や健康増進に活用していただくために、健康手帳を交付しています。

●対象者:40歳以上の人のうち希望する人 ●お問い合せ:健康づくり課(354-8282)

健康教室の開催

正しい生活習慣で病気の予防をはかり、高齢になっても介護が必要にならずに過ごせる期間(健康寿命)を伸ばすために、市民の団体等からの要望に出前講座として健康教室を開催します。

※年度によって講座メニューが変更することがあります。

講座名	お問い合せ先		
健康づくり講座 ~高齢者版~	健康づくり課	354-8291	
身体によい食生活(調理実習希望の場合はご相談下さい)	健康づくり課	354-8291	
がん予防のおはなし ~予防しよう、そして早く発見しよう~	健康づくり課	354-8282	
感染症と予防(エイズ、結核、ノロウイルス、0157、インフルエンザ等について)	保健予防課	352-0594	
かけがえのない『いのち』を守るために ~メンタルパートナー養成講座~	保健予防課	352-0596	
こころの病について ~うつ病・統合失調症・アルコール依存症など~	保健予防課	352-0596	
こころのバリアフリー ~精神障害者の正しい理解~	保健予防課	352-0596	
薬の正しい使い方について	衛生指導課	352-0592	
家庭でもできる食中毒予防(正しい手洗い等について)	衛生指導課	352-0592	

健康相談

保健師、看護師、栄養士等により、健康の保持、病気の予防などの相談に対し、助言指導を行います。

相談項目	日時等 ※年末年始12月29日~1月3日、 土日、祝休日はお休みです	場所	電話
健康相談	午前10時〜午後4時(来所相談希望の場合は 要予約)	健康づくり課 (諏訪町1-5)	354-8282
看護師による 一般健康相談(来所)	毎週火・金曜日 午前10時~正午、 午後1時~午後3時	あさけプラザ (下之宮町 296-1)	363-0123
こころの相談 (精神保健福祉相談)	 ・医師による相談(来所) 原則毎月第2・第4金曜日 午前10時~正午 午後1時~午後4時 (3日前までに要予約) ・保健師等による相談 月曜日~金曜日(祝日除く) 電話(随時)・来所(要予約) ・精神保健福祉士による相談 日程等要問合せ 電話(随時)・来所(要予約) 		352-0596
難病相談 エイズなどの 性感染症相談	保健師による相談…電話(随時)・来所(要予約)	保健予防課(諏訪町2-2)	
結核相談 エイズなど検査・相談	エイズ、梅毒、B・C型肝炎について検査 (無料・匿名) 毎週水曜日午後1時〜午後3時 第4水曜日は午後5時30分〜午後7時も実施 (予約不要。検査結果連絡のため、再度来所 が必要。)		352-0594

ガん検診など

病気の早期発見、早期治療のため地区市民センター等および委託医療機関でがん検診を実施しています。

※対象年齢や実施時期、内容等の詳細は「広報よっかいち」にてお知らせします。

検診名					実施場所					
胃	が	h	検	診						
子	宮頸	が	ん検	診	地区市民センター等および委託医療機関					
大	腸が	š t	ν 検	診	***					
乳	が	h	検	診	サロキアカンク 笠					
胸音	部検診	(肺 だ	がん・結	核)	地区市民センター等					
肝炎ウイルス検査(B型・C型)				型)	委託医療機関 ※今までに検査を受けたことがない人のみ対象					

●お問い合せ:健康づくり課(354-8282)

介護予防事業

いつまでも自立した生活が送れるよう、地区市民センターなどで教室を行い、地域における介護予防の活動を支援します。

●対象者:市内在住のおおむね65歳以上の人

事業名	対象者場所		料金	内容	実施期間
食と運動の輪★ すこやか倶楽部	おおむね65歳 以上の人	地区市民センター楠公民館	無料	高齢期の食と運動について体 験を通じて学ぶ教室	10~12月 1地区につき1回
よっかいち・はつ5つ健康塾!	おおむね65歳 以上の人	地区市民センター総合会館など	無料	いつまでも元気でイキイキとした 生活が送れるように介護予防に関 する知識を学ぶ教室	1 地区につき 年間 9 回

● お問い合せ:健康づくり課(354-8291)

◆地域包括支援センターでの介護予防教室・相談メニュー

要支援状態になる危険性が高いと判断された場合は、介護予防事業(介護予防のための教室や個別の相談)などを利用することができます。

要支援状態になる危険性が高い人

- 介護保険の要介護認定で非該当になった人
- 基本チェックリスト等で生活機能の低下が認められた人
- 医療受診から生活機能の低下が認められた人 などから対象者を決定



地域包括支援センターで ケアマネジメントを行い、介護予防事業を実施



介護予防のための教室・相談メニュー

いきいきフレッシュ倶楽部 (運動器の機能向上)	地区市民センターで理学療法士・看護師などの指導により、筋肉 を使う運動、バランストレーニング、有酸素運動、ストレッチン グなどを行います。送迎サービスがあります。
なるほど食事楽(がく)広場 (栄養改善)	地域包括支援センターで管理栄養士などの指導により、低栄養状態や疾病予防のための食事内容や調理方法、食材調達方法などの相談を行います。 送迎サービスがあります。
WELL(ウエル)噛む教室 (口腔機能の向上)	地域包括支援センターで看護師などの指導により、口腔内の健康 を保つための指導や、摂食・嚥下機能を向上させる訓練などを行 います。送迎サービスがあります。
閉じこもり予防・支援 認知症予防・支援 うつ予防・支援	看護師などが居宅を訪問して、閉じこもり、うつ、認知症に対する相談、支援を行います。場合によって医療や介護のサービスにつなげていきます。

●利用料:無料(送迎も無料)

● お問い合せ: 地域包括支援センター (P2参照)

◆高齢者に配慮した住まい

軽費老人ホーム(A型)

60歳以上で、生活に充てることができる収入が少なく、身寄りのない人か家族との同居が困難な人が入所できる施設です。身の回りのことが自分でできる人が対象となります。生活費は全額自己負担で、事務費は所得に応じた負担が必要です。

施設名	設置者	定 員				
地域石	所 在 地					
第二小小四起毒老人士。/	社会福祉法人青山里会	50人				
第二小山田軽費老人ホーム	〒512-1111 四日市市山田町5496	328-2513				

●お問い合せ:直接施設へ

軽費老人ホーム(B型)

60歳以上で、家庭環境や住宅事情などにより、家庭での生活が困難な人が入所できる施設です。 自炊できる程度の健康状態である人が対象となります。経費は全額自己負担です。

施設名	設 置 者	定 員
	所 在 地	電話番号
小小田校典书 十一/	社会福祉法人青山里会	50人
小山田軽費老人ホーム	〒512-1111 四日市市山田町5496	328-2513

●お問い合せ:直接施設へ

ケアハウス

60歳以上で、身体機能の低下や高齢のため、一人暮らしに不安があり、家族による援助が期待できない人が入所できる施設です。生活費と管理費は全額自己負担で、事務費は所得に応じた負担が必要です。

施設名	設 置 者	定 員
	所 在 地	電話番号
小山田ケアハウス	社会福祉法人青山里会	50人
小山田ファハラス	〒512-1111 四日市市山田町5538-3	328-2448
四日市ユートピアハウス	社会福祉法人ユートピア	60人
EGUIDA - FERRIZA	〒510-0821 四日市市久保田二丁目12-8	355-2500
ケアハウス常磐	社会福祉法人青山里会	60人
ファハフス市岩	〒510-0824 四日市市城東町3-22	355-7520
グリーンライフ英水苑	社会福祉法人英水会	50人
フラーフライク英小宛	〒510-0885 四日市市大字日永5530-23	347-6660

●お問い合せ:直接施設へ

有料老人ホーム

60歳以上の人が対象で、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを受けることができます。 経費は全額自己負担です。

●お問い合せ:直接施設へ

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し、安否確認、生活相談といった生活支援サービスを提供する高齢者向けの住宅です。経費は全額自己負担です。

●お問い合せ:直接施設へ

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の最新の一覧表は、三重県庁 長寿介護課のホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/jigyosho/ichiran/index.htmに掲載されています。

市営住宅

市営住宅の一部に「高齢者世帯向け」住宅があります。単身者については、別途「単身者向け」として募集を行います。いずれも定期募集時(6月、10月、2月)に申込みを受付けますが、希望者が多い場合は抽選となります。住宅に空きがない場合は、募集しません。年齢、所得や持ち家の有無などによる制限があります。

● お問い合せ: 市営住宅課住宅係(354-8218)

◆認知症、高齢者虐待の防止

高齢者虐待が起こる理由のひとつに「人間関係の不和」がありますが、そこには認知症の問題が関係していることも多々あります。認知症は病気であり、早期治療や対処の仕方によって症状が改善することもありますので、早めに専門家に相談することが大切です。認知症であってもプライドをもった一人の人間であることも忘れないでください。

認知症は病気のひとつです

認知症は単なるもの忘れが激しくなった状態ではなく、脳の病気のひとつです。多くは「アルツハイマー型認知症」と「脳血管性認知症」に分けられます。

認知症は早期発見・早期治療により改善することもあり、症状を抑える薬も出てきています。「おかしい」と気づいてから医療機関に相談するまでに、約7割の家族が2年以上かかっているとの報告があります。「おかしい」と思ったら、放置することなく早い時期に医療機関などの窓口に相談してください。

認知症の高齢者との接し方

認知症の高齢者を介護・世話するときに大切なことのひとつは、本人の自尊心を傷つけないこと、 さらに、介護者は一人で背負わず、できるだけ楽に介護できるように工夫することです。認知症の 高齢者との接し方を知るためにも、一度下記の窓口に相談しましょう。

主な相談窓口

- ・在宅介護支援センター・地域包括支援センター (P2参照)
- 市役所 介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)
- •四日市市保健所保健予防課 精神保健係(352-0594)
- ・認知症疾患医療センター/東員病院(0594-76-2345)
- ・家族の会 認知症の電話相談/公益社団法人 認知症の人と家族の会 (フリーダイヤル0120-294-456/土日祝を除く10時~15時)
- ・三重県認知症コールセンター (059-235-4165/土日祝を除く9時30分~17時30分)
- ・若年性認知症コールセンター (フリーダイヤル0800-100-2707/日祝を除く10時~15時)
- ・認知症110番(公益財団法人認知症予防財団) (フリーダイヤル0120-654-874/月・木10時~15時)

介護のポイント

1. 周囲の協力を得る

介護は、家族や親類、近所の方に協力を頼みましょう。

2. 気軽に相談できるような環境づくり

「認知症は病気」との認識を持ち、かかりつけの医師、保健師や訪問看護師などの医療関係者との関係を持つことが大切です。また、ホームヘルパー、ケアマネジャー、「認知症の人と家族の会」などに、一人で悩まないで気軽に相談しましょう。

3. いろいろなサービスをじょうずに利用

介護は一人では決してうまくいきません。いろいろな制度やサービスをじょうずに利用して、自分や家族のことにも目を向けられる「ゆとり」をもつことが大切です。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しい理解をし、認知症の方やその家族の方を出来る範囲で支援していただ く応援者(認知症サポーター)を養成するための講座(1時間から1時間30分程度)を開催し ています。

市内にお住まいの方の集まり(10名程度以上)に、講師が出向きます。

●お問い合せ:介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)

成年後見制度

認知症や精神障害などが原因で判断能力が十分でない人は、財産管理や契約などにおいて不利益をこうむることがあります。成年後見制度とは、このような人のかわりに家庭裁判所から選定された人(成年後見人等)が財産管理を行ったり契約を結んだりすることで、本人(被成年後見人等)を保護する制度です。

具体的には

- ・ 財産管理、財産上の手続き、処分
- 生活の安定、健康維持に必要なサービス利用の手続き
- ・ 施設の入退所や病院の入退院などの手続きや契約

など

後見人をつけるためには、本人が住んでいるところの家庭裁判所に申し立てをする 必要があります。申し立てができるのは、本人、本人の家族などです。(ただし、本人 に四親等以内の親族がいないなどの場合には、市長による申し立てもできます)

●お問い合せ:

津家庭裁判所四日市支部 (352-7151)

・リーガルサポート三重支部(三重司法書士会内) (059-213-4666)

· 三重弁護士会 (059-228-2232)

・四日市市社会福祉協議会地域後見サポート事業 (354-8144)

地域福祉権利擁護事業

認知症などで判断能力が十分でないため福祉サービスの利用や日常生活に支障をきたしている人を対象に、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、必要に応じて日常的な金銭管理や書類預かりサービスを行います。 ただし、本人に契約能力のある人に限ります。

●利用料金

福祉サービスの利用援助及び日常的金銭管理サービス (市民税非課税者は減免、生活保護受給者は免除)	1 🗆	1,000円
書類等の預かりサービス	1 カ月	250円

●お問い合せ:

四日市市社会福祉協議会 三泗地域権利擁護センター (354-2433) 地域包括支援センター (P2参照)

養護老人ホームへの入所

65歳以上で、家庭環境や経済的理由などにより、家庭での生活が困難な人が入所する施設です。身の回りのことが自分ででき、市民税の所得割を課されていない人が対象となります。入所する人の所得と扶養義務者の課税状況に応じた負担が必要です。

施設名	設 置 者	定 員
	所 在 地	電話番号
寿楽陽光苑	社会福祉法人三重福祉会	120人
分采杨兀夗	〒510-0894 四日市市大字泊村1050-13	345-0208

●お問い合せ:介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)

◆高齢者の社会参加

老人福祉センター

おおむね60歳以上の人が無料で利用できる憩いの場として、市内2カ所に老人福祉センターがあります。入浴、語らい、カラオケなどを楽しんでいただけます。

○中央老人福祉センター 四日市市日永東一丁目2番27号 ○西老人福祉センター 四日市市西坂部町1397番地1

開館時間:午前9時30分~午後4時

休 館 日:毎週月曜、祝日(敬老の日を除く)、年末年始(12/28~1/4)

● お問い合せ: 中央老人福祉センター (346-4066)、西老人福祉センター (326-5888)、

介護・高齢福祉課管理係(354-8425)

老人クラブ

老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにするため、地域の人達によって自主的につくられた会員組織の団体です。健康の増進、教養の向上、社会奉仕、地域交流などを目的に、各種講座、奉仕活動、レクリエーション、スポーツなどの活動を行っています。

老人クラブ連合会では、各クラブ間の交流とクラブ活動の推進のため、老人福祉大会、芸能大会、

運動会、趣味の作品展などの行事を催しています。

あおむね60歳以上の人であれば、どなたでも入会できます。各町の老人クラブ会長または老人クラブ連合会へご相談ください。

●お問い合せ:四日市市老人クラブ連合会(346-4066) 介護・高齢福祉課管理係(354-8425)

老人福祉大会

毎年、市と老人クラブ連合会の共催で開催します。大会では、老人福祉事業に功績のあった人などを顕彰します。

●お問い合せ:四日市市老人クラブ連合会(346-4066) 介護・高齢福祉課管理係(354-8425)

ふれあいいきいきサロン

高齢者が地域で気軽に交流できる場を設けるため、「ふれあいいきいきサロン」の取り組みを支援します。地区社会福祉協議会が認める事業について、運営費の一部を補助します。

●お問い合せ:介護・高齢福祉課管理係(354-8425)

老人憩いの広場の整備

老人クラブなどの地域の団体が、高齢者に適した軽スポーツ(ゲートボール、グラウンド・ゴルフなど)のできる広場を整備するとき、その整備費の一部を補助します。

● お問い合せ:介護・ 高齢福祉課管理係 (354-8425)

市民大学(熟年クラス)

60 歳以上の市民を対象に行っている講座です。1年目の教養課程と2年目の専攻課程があります。いずれも、5月から翌年2月までで、午前は講義、午後はクラブ活動となります。申し込みの案内は、毎年3月頃「広報よっかいち」に掲載します。

●お問い合せ:文化国際課(354-8239)

シルバー人材センター

60歳以上の健康で働く意欲のある人が会員となり、各人の経験や技能に応じた仕事に従事します。入会を希望する人は、毎月行われる入会説明会に参加してください。

●お問い合せ:社団法人四日市市シルバー人材センター(354-3670)

敬老訪問

最高齢者宅を市長などが訪問し、長寿をお祝いします。

● お問い合せ:介護・高齢福祉課管理係(354-8425)

敬老祝金

100歳を迎えた人に、長寿をお祝いして敬老祝金をお贈りします。

●お問い合せ:介護・高齢福祉課管理係(354-8425)

地区敬老行事

敬老の日や老人週間の行事として、地域で行われる敬老行事について、その経費の一部を補助します。

●お問い合せ:介護・高齢福祉課管理係(354-8425)



◆給付・貸与等

老齢福祉年金

国民年金制度が始まったときに、すでに年齢が高かったため、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たせなかった人に支給されます。明治44年4月1日以前に生まれた人などが対象ですが、本人、配偶者、扶養義務者などに一定の所得があるときは、一部または全額が支給停止となります。

● お問い合せ:保険年金課年金係(340-0221)

在日外国人福祉給付金

在日外国人で制度上年金の対象とならない高齢者に支給されます。大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和57年1月1日以前から外国人登録をし、当市に1年以上住んでいる人が対象です。ただし、公的年金を受給している人、施設に入所している人、一定の所得がある人などは対象となりません。

●お問い合せ:障害福祉課手当・医療費係(354-8163)

生活福祉資金貸付

他の資金の借り入れが困難で所得が少ない世帯の人などを対象に、介護サービスの利用や住宅改造に要する経費について貸与を行います。

●お問い合せ:四日市市社会福祉協議会総務課(354-8265)

福祉総合相談

福祉の制度やその利用手続き、介護保険、日常生活における心配ごとなど、さまざまな問題や悩みについて相談に応じます。

●お問い合せ:四日市市社会福祉協議会総合相談室(354-2411)

身体障害者手帳の交付

視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能に障害があるため、日常生活に制限を受けている人で、身体障害者福祉法に定める等級区分に該当する人は、手帳の交付を受けて、各種のサービスを利用することができます。

● お問い合せ: 障害福祉課管理係(354-8171)

税控除にかかる障害者控除対象者認定書、 あむつ使用証明書の発行

寝たきりや認知症の状態にある65歳以上の高齢者について、要介護認定で一定の要件を満たす場合、所得税法や地方税法による障害者控除を受けるための認定書を発行することができます。 また、寝たきりでおむつの使用が必要な人について、要介護認定で一定の要件を満たす場合、おむつ代を医療費控除の対象とするための証明書を発行することができます。

● お問い合せ:介護・高齢福祉課高齢福祉係(354-8170)認定審査係(354-8427)

郵便等による選挙の不在者投票

介護保険の要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等により自宅で選挙の投票をすることができます。そのためには、事前に郵便等投票証明書の交付を受けるなどの手続きが必要です。なお、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をあ持ちの人も、障害の程度によって、同様の制度が利用できますので、詳しくはお問い合せください。

●お問い合せ:選挙管理委員会事務局(354-8269)

高齢者関係機関一覧

名称					ī	E	1	5	番	1 5	=	所 在 地													
				介 (管理)			係	3	5	4	•	8	4 2	5											
			•	高	齢者	福 祉	係	3	5	4	-	8	1 7	0											
				高齢福祉課	保	険	料	係	3	5	4	-	8	1, 9	0										
				讓	認	定	審査	係	3	5	4	-	8	4 2	7										
四	В	市	市	障	害	福	祉	課	3	5	4	-	8	1 7	1	諏訪町1-5本庁舎内									
				健	康	福	祉	課	3	5	4		8	1 0	9	一数别则1-5471 告79									
				保	険	年	金	課	3	4	0	-	0	2 2	1										
		3		3							文		文	化	玉	際	課	3	5	4	-	8	2 3	9	
				市	営	住	宅	課	3	5	4	-	8,	2 1	8										
				健!	隶 :	づ <	(1)	課	3	5	4	-	8	2 8	2										
	保	健	所	保	健	予	防	課	3	5	2	=	0	5 9	6	諏訪町 2-2 四日市市総合会館内									
	三重は	比勢健	康増進	セン	9-	ヘル	スプラ	ラザ	3	4	9	-	3	3 1	1	塩浜町1-11									
四	日市	市	社会	会 福	祉	協	議	会	3	5 5	4 4				5 4	諏訪町2-2四日市市総合会館内									
福	祉	総	<u> </u>	ò	相	Ī	炎	室	3	5	4	-	2	4 1	1	諏訪町2-2四日市市総合会館内									
Ξ	泗 地	域	権利	擁	隻 †	2 ン	1.9	_	3	5	4	-	2	4 3	3	諏訪町2-2四日市市総合会館内									
/\		_	ワ -	- 2	7	四	В	市	3	5	3	-	5	5 6	6	本町3-95									
四日	市市	ラシ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしょう かんしょう かんしょ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう	ルバ	一人	、材	t	ンタ	_	3	5	4	-	3	6 7	0	十七軒町9-10									
四	日市	市	老 人	ク :	5 .	ブ連	合	会	3	4.	6	-	4	0 6	6	日永東一丁目2-27 (中央老人福祉センター内)									

四日市市/介護·高齢福祉課 〒510-8601 四日市市諏訪町 1番5号

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 電話(059)354-8170・8190 •8425・8427

平成25年5月発行

この冊子は再生紙を使用しています。